平成２３年（フ）第１０８５号
大阪府高石市綾園７丁目２番19―305号、前住所大阪府高石市千代田４丁目６番１―203号
債務者　平松　義昭
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３５号
堺市堺区錦綾町１丁２番23―501号、前住所堺市北区中長尾町２丁６番５号
債務者　中尾　正臣
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５２号
堺市西区津久野町２丁４番14号
債務者　原田　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５７号
堺市堺区山本町５丁101番地76、前住所堺市堺区宿院町西３丁２番14―203号
債務者　岩崎　　司
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７８号
堺市堺区材木町東４丁１番２号
債務者　松下　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９６号
堺市南区赤坂台６丁８番１号
債務者　桃井　　亨
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵８－６、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字西安堵812番地の14
債務者　西橋　敏彦
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４３２号
奈良市松陽台１丁目９番102号
債務者　清水タヅ子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番３号
債務者　渡邊　貞子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
北海道室蘭市御前水町２丁目10番６―401号
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻750番地３
債務者　野尻　小織
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第６１号
山形県鶴岡市小淀川字谷地田133番地15
債務者　後藤　八恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２１１号
新潟市西区金巻80番地５
債務者　大澤　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６３号
新潟市江南区天野１丁目20番15号
債務者　丸山　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６４号
新潟市江南区天野１丁目20番15号
債務者　丸山　藤枝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７１号
新潟市西区平島２丁目７番地17
債務者　廣川　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９２号
新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照306号
債務者　大島美由紀
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４６号
新潟市北区松浜本町１丁目11番11号
債務者　井村　信太
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　新潟地方裁判所民事部